

# 稲城市まちづくり条例（案）

令和7年●月●日

条例第●号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
  - 第2章 稲城市まちづくり委員会（第7条—第14条）
  - 第3章 地区計画等の決定等に関する手続（第15条—第21条）
  - 第4章 市民等によるまちづくり（第22条—第25条）
  - 第5章 大規模土地取引行為の届出（第26条・第27条）
  - 第6章 特定事業の手続（第28条—第38条）
  - 第7章 開発等事業の手続（第39条—第51条）
  - 第8章 雑則（第52条—第57条）
- 付則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、稲城市（以下「市」という。）が市民とともに目指すまちづくりの基本理念、地区計画等やまちづくりにおける住民参加の仕組み、開発等事業における調整及び開発等事業に当たっての基準等を定め、多摩丘陵の豊かな緑と多摩川等の豊富な水につつまれ、世代を超えて人と人がふれあい、生活の質の高さや豊かさを実感でき、市民が世代交代しながら定住できる魅力あるまちづくりを実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地所有者等 土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者をいう。
- (2) 市民等 市の区域内に居住する者、市の区域内で事業を営む者、市の区域内

の土地所有者等及び市の区域内の在勤者又は在学者をいう。

- (3) 事業者 第39条の開発等事業又は第28条第1項第2号に規定する事業を行おうとする者又は行う者をいう。
- (4) 近隣住民等 第39条の開発等事業又は第28条第1項第2号に規定する事業の区域（以下「事業区域」という。）の近隣に居住する者、事業区域の近隣で事業を営む者、事業区域の近隣の土地所有者等、事業区域の近隣の在勤者又は在学者その他市長が必要と認める者であつて、規則で定める範囲内のものをいう。
- (5) 公共施設 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第4条第14項の公共施設をいう。
- (6) 集合住宅 共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿をいう。

（まちづくり基本理念）

第3条 まちづくりは、市民等、事業者及び市の相互の信頼、理解及び協力のもとに実現するものとする。

2 市民等及び事業者は、地域の将来像を共有し土地又は建築物等を利用するとともに、まちづくりを推進するものとする。

（責務）

第4条 市は、この条例の目的を実現するため、第5条のまちづくり計画に基づいて、必要な施策を実施しなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を実現するため、地域のまちづくりに関わる活動に積極的に参加するとともに、自らその実現に取り組むものとする。

3 事業者は、事業を行うに当たり、市が実施する施策に協力するとともに、当該事業が地域に与える影響に配慮しなければならない。

（まちづくり計画）

第5条 市におけるまちづくりに関する計画（以下「まちづくり計画」という。）は、次に掲げる計画等とする。

- (1) 法第18条の2第1項の規定により定める稲城市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）
- (2) 法第4条第9項の地区計画等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市のまちづくりの基本となる計画等で、市長が

必要と認めるもの

(まちづくり計画に対する配慮)

第6条 市、市民等及び事業者は、まちづくり計画に配慮しなければならない。

## 第2章 稲城市まちづくり委員会

(委員会の目的)

第7条 市のまちづくりに関する事項（稲城市都市計画審議会条例（昭和44年条例第23号）第1条の稲城市都市計画審議会（以下「都市計画審議会」という。）の調査審議に係る事項を除く。）を審議するため、稲城市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事務)

第8条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第22条の規定による提案に関して意見を述べること。
- (2) 第33条第1項の調整会に関すること。
- (3) 市長の求めに応じ、市のまちづくりに関して市長に意見を述べること。

(委員会の組織)

第9条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命し、その人数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学識経験を有する者 4人以内
- (2) 市民等 4人以内

(委員の任期)

第10条 委員会の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第11条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちからそれぞれ委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときはこれを非公開とする。

(委任)

第13条 市長は、この条例で定めるもののほか、委員会の会議の議事及び運営等に関し必要な事項を定めることができる。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、まちづくり計画課において処理する。

第3章 地区計画等の決定等に関する手続

(地区計画等の住民原案の申出)

第15条 次に掲げる者は、地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の住民原案」という。）を市長に申し出ることができる。

(1) 地区計画等の住民原案に係る区域内の住民

(2) 地区計画等の住民原案に係る区域内の土地について、所有権その他の法律上の利害関係を有する者

2 地区計画等の住民原案の申出をしようとする者は、規則で定めるところにより、地区計画等の種類、名称、位置、区域及び内容を記載した書面その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 地区計画等の住民原案の申出の要件は、次に定めるとおりとする。

(1) 地区計画等の住民原案の内容が法第13条に規定する都市計画に関する基準及びまちづくり計画に適合するものであること。

(2) 地区計画等の住民原案に係る区域は一団の土地であり、かつ、当該区域の面積の規模は5,000平方メートル以上であること。

(3) 地区計画等の住民原案に係る土地の区域の住民等を対象とする当該地区計画

等の住民原案の申出に関する説明会を開催し、その意見を聴取していること。

- (4) 地区計画等の住民原案に係る土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の区域内の土地所有者等の2分の1以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の2分の1以上となる場合に限る。）を得ていること。

（地区計画等の住民原案に対する市長の判断等）

第16条 市長は、地区計画等の住民原案の申出があったときは、遅滞なく、当該申出を踏まえた地区計画等の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該地区計画等の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

（地区計画等の住民原案を踏まえた地区計画等の案の都市計画審議会への付議）

第17条 市長は、地区計画等の住民原案を踏まえた地区計画等の決定又は変更をしようとする場合において、法第19条第1項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により都市計画審議会に付議しようとするときは、当該地区計画等の案に併せて、当該地区計画等の住民原案を提出しなければならない。

（地区計画等の住民原案を踏まえた地区計画等の決定等をしない場合にとるべき措置）

第18条 市長は、地区計画等の住民原案を踏まえた地区計画等の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該地区計画等の住民原案の申出をした者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会に当該地区計画等の住民原案を提出してその意見を聴かななければならない。

（地区計画等の原案の提示方法）

第19条 市長は、法第16条第2項の規定に基づき地区計画等の案を作成しようとする場合においては、あらかじめ次に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域

(2) 縦覧場所

(説明会の開催等)

第20条 前条に定めるもののほか、市長は、地区計画等の原案の提示について必要があると認めるときは、説明会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第21条 第19条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案に対する意見の提出方法は、縦覧開始の日から3週間を経過する日までに、意見書を市長に提出して行うものとする。

#### 第4章 市民等によるまちづくり

(協働による課題解決制度)

第22条 市民等は、都市計画マスタープランの目標を達成するために、規則で定めるところにより、市との協働によって解決すべき課題を市長に提案することができる。

(提案の審査)

第23条 市長は、前条の規定による提案があったときは、その採否を決定し、当該提案をした者に、その結果及び採否の理由を通知するとともに、その内容を公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定による通知をするときは、あらかじめ委員会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の規定によって提案を採用したときは、課題の解決に向けて、課題の周知に努めるとともに、協働して課題解決を図るために、まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の参加者の募集等)

第24条 市長は、協議会を設置するにあたり、必要に応じ広く市民等から参加者を募集することができる。

2 市長は、この条例で定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項を規則で定めることができる。

3 協議会の庶務は、まちづくり計画課において処理する。

(協議会での検討)

第25条 協議会は、課題解決に向け検討し、検討結果を市長に報告するものとする。

2 検討にあたっては、市及び市民等の役割分担を明確にしなければならない。

3 市長は、第1項の検討結果を尊重し、課題解決に向けて、必要な施策を講じるものとする。

## 第5章 大規模土地取引行為の届出

(大規模土地取引行為の届出)

第26条 市の区域内の土地について、面積が3,000平方メートル以上の土地に関する所有権、地上権若しくは賃借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」という。）の移転又は設定（対価を得て行われる移転又は設定に限る。）を行う契約（予約を含む。以下「大規模土地取引行為」という。）を締結して土地に関する権利を移転しようとする者（以下「大規模土地所有者等」という。）は、大規模土地取引行為の日の6月前までに、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

(大規模土地取引行為の届出に対する助言)

第27条 市長は、前条の規定による届出があったときは、まちづくり計画に照らし、当該届出をした者に対し、当該届出に係る事項について助言を行うことができる。

2 市長は、前項の助言を行うときは、あらかじめ委員会の意見を聴くことができる。

3 大規模土地所有者等は、第1項の助言を受けたときは、前条の規定による届出から6月を経ているなくても大規模土地取引行為を締結することができる。

## 第6章 特定事業の手続

(特定事業)

第28条 次の各号に掲げる事業を特定事業という。

(1) 第39条の開発等事業のうち、事業面積が3,000平方メートル以上の事業

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が周辺の環境に著しく影響を与えるおそれのあるものとして規則で定める事業

2 特定事業を行おうとする事業者（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、特定事業に係る基本事項を記載した土地利用構想（以下「特

定事業構想」という。)を市長に届け出なければならない。

3 前項の特定事業構想は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める時期までに届け出なければならない。

(1) 大規模土地取引行為を経て特定事業を行う場合 当該大規模土地取引行為により土地に関する権利を移転する日の3月前までであって、かつ、当該特定事業構想の変更が可能な時期

(2) 大規模土地取引行為を経ないで特定事業を行う場合 当該特定事業構想の変更が可能な時期

(特定事業者に対する指導又は助言)

第29条 市長は、前条第2項の規定による届出があったときは、まちづくり計画に照らし、当該届出をした者に対し、当該届出に係る事項について指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、前項の指導又は助言を行うときは、あらかじめ委員会の意見を聴くことができる。

(特定事業構想の公開等)

第30条 市長は、第28条第2項の規定による届出があったときは、その旨を公告し、当該特定事業構想を、当該公告の日から三週間縦覧に供するものとする。

2 特定事業者は、第28条第2項の規定による届出を行った日から一週間以内に、当該特定事業を行おうとする区域内の見やすい場所に規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。

3 特定事業者は、前項の規定により標識を設置したときは、当該設置した日から一週間以内に、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

4 特定事業者は、第2項の規定により標識を設置した日の翌日から起算して7日以上経過後、規則で定めるところにより近隣住民等に対する当該特定事業構想に関する説明会を開催しなければならない。

5 特定事業者は、前項の規定により説明会を開催したときは、最終の開催日から一週間以内に、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(特定事業構想に関する意見書の提出)

第31条 近隣住民等は、前条第4項の説明会の最終の開催日から二週間以内に、当

該特定事業構想について、市長に意見書を提出することができる。

- 2 市長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、同項に規定する期間満了後、速やかに、当該意見書の写しを特定事業者に送付しなければならない。

(特定事業構想に関する意見書に対する見解書の提出)

第32条 特定事業者は、前条第2項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、当該意見書に記載された意見に対する見解書を市長に提出しなければならない。この場合において、特定事業構想に変更があるときは、当該変更に係る特定事業構想を添付しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により見解書が出されたときは、速やかにその旨を公表しなければならない。

(調整会の開催請求)

第33条 近隣住民等又は特定事業者は、規則で定めるところにより、開発事業に関し当該近隣住民等及び特定事業者の意見等を整理し、又は調整することを目的とした会議（以下「調整会」という。）の開催を市長に求めることができる。この場合において、当該調整会の開催の請求を行うことができる期間は、前条第2項の規定による公表の日から二週間以内とする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、委員会に対し、調整会の開催を要請するものとする。

(調整会の開催等)

第34条 委員会は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、規則で定めるところにより調整会を開催するものとする。

- 2 委員会は、近隣住民等及び特定事業者に対し、調整会の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

- 3 委員会は、調整会における論点整理の円滑化を図ることを目的に規則で定めるところにより事前調整会を開催することができる。

(調整案受諾の勧告)

第35条 委員会は、必要に応じ、調整案を作成し、近隣住民等又は特定事業者に対し、期限を定めてその受諾を勧告することができる。

- 2 近隣住民等及び特定事業者は、事前調整会及び調整会の審理に協力するとともに

に、委員会の助言又は提案を尊重しなければならない。

(調整の打切り)

第36条 委員会は、近隣住民等又は特定事業者の意見等を調整することができる見込みがないと認めるときは、調整会による調整を打ち切ることができる。

2 前条第1項の規定による勧告がされた場合において、指定された期限内に近隣住民等又は特定事業者の双方から受諾する旨の申出がなかったときは、調整は打ち切られたものとみなす。

(調整会及び事前調整会の組織及び運営)

第37条 調整会及び事前調整会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(特定事業構想の変更の届出)

第38条 特定事業者は、第28条第2項の規定により届け出た特定事業構想に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、変更の程度が著しいと認めるときは、当該届出に係る特定事業に対し、改めて第29条から第33条までの規定による手続の全部又は一部を経るよう求めることができる。

## 第7章 開発等事業の手続

### 第1節 事業計画承認申請

(開発等事業)

第39条 この条例の規定が適用される開発等事業は、次に掲げるものとする。

(1) 法第29条第1項の許可が必要な開発行為

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号に規定する建築で、次のいずれかに該当するもの

ア 15戸以上の集合住宅

イ 建築物の高さが10メートルを超えるもの

(3) 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定を受けて開発する行為

2 前項第2号アに掲げる開発等事業については、同一の土地又は隣接する土地において行われる複数の事業が規則で定める一連の事業であるときは、これらの事

業を一の開発等事業とみなす。

(事業計画承認申請書の提出)

第40条 事業者は、市内で開発等事業を行おうとするときは、その事業計画について、規則で定めるところにより事業計画承認申請書を市長に提出しなければならない。

(事前審査願の提出)

第41条 事業者は、前条の申請を円滑に進めるため、規則で定めるところにより事前審査願を市長に提出することができる。

(事業計画に係る標識の設置等)

第42条 事業者は、第40条の事業計画承認申請書を提出する日の15日前までに、当該開発等事業を行おうとする区域内の見やすい場所に規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。

2 事業者は、第40条の規定により事業計画承認申請書を提出したときは、近隣住民等に対し、当該事業計画を説明しなければならない。

3 前項の規定による説明を行ったときは、速やかにその内容を規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(公共施設等の整備の基準等)

第43条 事業者は、開発等事業の施行に際して公共施設を設置するときは、規則で定める基準に適合するように整備しなければならない。ただし、当該公共施設が稲城市に帰属しないときは、この限りではない。

2 事業者は、主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発等事業の施行に際しては、規則で定める基準に従い教育施設その他の公益的施設の設置について市長から協議を求められたときは、これに応じなければならない。

3 事業者は、前2項に掲げるもののほか、開発等事業の施行に関し、まちづくりへの配慮として規則で定める事項について遵守するものとする。

(開発等基準の適合審査)

第44条 市長は、第40条の事業計画承認申請書が提出されたときは、その内容が前条各項に定める基準（以下「開発等基準」という。）に適合しているかどうか審査するものとする。

(協議書の締結)

第45条 事業者は、第40条の事業計画承認申請書を提出したときは、公共施設、公益的施設などの管理、費用負担など開発に関連して必要な事項について、市長と協議し、協議書を締結しなければならない。

(事業計画承認書の交付)

第46条 市長は、第44条の規定による審査の結果、開発等基準に適合していると認めるときは、事業計画承認書を交付し、開発等基準に適合していないと認めるときは、不適合である理由等を記載した事業計画不承認書を、規則で定めるところにより当該事業主に交付するものとする。

2 事業者は、当該開発等事業に関する法第29条第1項の許可、建築基準法第6条第1項及び第6条の2第1項の確認その他関係法令(条例を含む。)に基づく許可等に係る申請等が必要となるときは、前項の事業計画承認書を交付される前に当該申請等をしてはならない。

第2節 都市計画法の規定に基づく技術基準

(開発許可の技術的細目に係る基準)

第47条 法第33条第3項の技術的細目において定められた制限の強化のうち、設置すべき公園、緑地又は広場の面積は、事業面積の6パーセントとする。

2 前項の規定は、東京における自然の保護と回復に関する条例(平成12年東京都条例第216号)に基づき公共的緑地を整備する場合については、これを適用しない。

(最低敷地面積)

第48条 法第29条第1項の許可が必要な開発区域内において予定されている建築物の一区画の敷地面積は、法第33条第4項の規定に基づき100平方メートル以上とする。

2 第39条第1項第3号で規定されている開発等事業が行われる区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度は、100平方メートルとする。

(適用除外)

第49条 前条の規定は、稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成9年稲城市条例第14号)において敷地面積の最低限度を規定している地区の区域内については、適用しない。

### 第3節 開発等事業の実施

(工事の着手及び完了の届出)

第50条 事業者は、当該開発等事業又は特定事業に関する工事に着手したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業者は、当該開発等事業又は特定事業に関する工事を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(完了検査)

第51条 市長は、前条第2項の規定による届出があったときは、遅滞なく、工事が事前の協議の内容に適合しているかどうかの検査（以下「完了検査」という。）を行うものとする。

2 市長は、完了検査の結果、当該工事が当該事前協議の内容に適合していると認めるときは、その結果を当該届出に係る事業者に通知するものとする。

3 市長は、完了検査の結果、当該工事が当該事前協議の内容に適合していないと認めるときは、当該適合していない理由及び是正すべき内容を当該事業者に通知するものとする。

4 事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知された是正すべき内容について、これを是正しなければならない。

5 事業者は、前項の規定による是正を行ったときは、書面により、その旨を市長に報告しなければならない。

### 第8章 雑則

(勧告)

第52条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、必要な措置をするよう勧告することができる。

(1) 第28条第2項の規定による特定事業構想の届出を提出せずに特定事業に関する工事に着手したとき

(2) 第30条第2項の規定による標識の設置又は同条第4項の規定による説明会の開催をしなかったとき

(3) 第32条の見解書を提出しないとき

(4) 第34条第2項の調整会の出席の求めに応じないとき

- (5) 第38条第1項の規定による特定事業構想の変更の届出を提出しなかったとき
- (6) 第40条の事業計画承認申請書を提出せずに開発等事業に関する工事に着手したとき
- (7) 第42条第1項の規定による標識の設置又は同条第2項の規定による事業計画の説明をしなかったとき
- (8) 第46条第1項の規定による事業計画承認書の交付を受けずに開発等事業に関する工事に着手したとき
- (9) 第48条の規定に違反したとき
- (10) 第50条第2項の完了の届出を提出しなかったとき  
(是正命令)

第53条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 前条の規定による勧告（同条第1号、第4号、第6号、第8号又は第10号に該当してなされるものに限る。）を受けた事業者が当該勧告に従わないとき
- (2) 第51条第4項の規定による是正を行わないとき
- (3) 偽りその他不正の手段により、第28条第2項の規定による特定事業構想の届出をしたとき又は第40条の事業計画承認申請書に虚偽の記載をして提出をしたとき

2 前条の規定による勧告（同条第2号、第3号、第5号、第7号又は第9号に該当してなされるものに限る。）を受けた事業者が当該勧告に従わないときも、また前項と同様とする。

(公表)

第54条 市長は、事業者が前条の命令を受けた場合において、正当な理由なく当該命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者はその旨及び当該公表をする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(罰則)

第55条 第53条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(委任)

第57条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(稲城市地区計画等の案の作成手続に関する条例の廃止)

第2条 稲城市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和62年条例第24号)は、廃止する。

(稲城市内の宅地開発事業における建築物の最低敷地面積に関する条例の廃止)

第3条 稲城市内の宅地開発事業における建築物の最低敷地面積に関する条例(平成17年条例第12号)は、廃止する。

(稲城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁済に関する条例の改正)

第4条 稲城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁済に関する条例(昭和40年条例第149号)の一部を次のように改正する。

別表中3の項中

「

都市計画審議会	会長	日額	9,900
	委員	日額	8,800

」

を

「

都市計画審議会	会長	日額	9,900
	委員	日額	8,800
まちづくり委員会	委員長	日額	9,900
	委員	日額	8,800

」

に改める。

(稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の改正)

第5条 稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成4年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第67条を次のように改める。

第67条 削除

(稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例の改正)

第6条 稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例(昭和49年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第10条中の「造成地には可能な限り植樹するなどその緑化をはからなければならない。」を「開発区域内に規則で定める基準に基づき植樹するなどその緑化を図らなければならない。」に改める。

(経過措置)

第7条 この条例の施行の際、現に決定又は変更の手続を行っている地区計画等のうち、この条例の施行の日前に、稲城市地区計画等の案の作成手続に関する条例第2条の規定による公告が行われたものについては、この条例の規定を適用せず、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際、現に稲城市宅地開発等開発指導要綱施行基準第1章2の規定による事業計画事前審査願を提出した開発等事業については、第5章から第7章までの規定は、適用しない。